

○ 企業会計審議会議事規則

第一条 会議の日時、場所及び議題は、会長がこれを定めて各委員に通知する。

第二条 会長は、会議の議長となつて議事を運営する。

第三条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めてその説明又は意見を聴くことができる。

第四条 会長は、審議会に諮つた上で、会議を公開することができる。

2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、会長が定める。

第五条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、会長が定める。

第六条 提出資料は原則として公表する。ただし、会長が必要と認めるときは、提出資料の一部又は全部を公表しないものとするができる。

2 前項に定めるもののほか、提出資料の公表に関し必要な事項は、会長が定める。

第七条 前各条に定めるものを除く外、会議の議事運営に関し必要な事項は、会長の定めるところによる。